



令和2年2月14日
住宅局建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

本日（2月14日）、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、国土交通大臣から指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の35第2項に基づく業務停止命令及び第77条の30第1項に基づく監督命令を行いましたので、お知らせいたします。

また、令和2年2月13日に関東地方整備局長及び近畿地方整備局長から上記処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

※指定確認検査機関

建築基準法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

（問い合わせ先）

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築安全調査室 西田、畑中、村上
電話：03-5253-8111（39540、39541、39565）、03-5253-8933（直通）
FAX：03-5253-1630

1. AI 確認検査センター株式会社（国土交通大臣指定第 26 号）

【処分内容】

業務の停止： 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）法第 77 条の 35 第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 9 日から 4 月と 20 日間、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。）第 15 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号から第 14 号までに規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 機関省令第 15 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号から第 14 号までに規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為
- 二 既に締結した契約の変更により、機関省令第 15 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号から第 14 号までに規定する確認検査の業務を追加する行為
- 三 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

監督命令： 機関の役員による確認検査の業務における著しく不適当な行為があったことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保し、同様の事案を再発させないよう、役職員に対し法令等遵守について今一度徹底するとともに、確認検査の業務の実施体制の継続的な見直しや不適切事案への対応に関する規則の整備、内部監査の実施方法の見直し（体制、監査内容及び監査方法の見直しを含む）等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 2 年 3 月 6 日までに提出すること。

なお、指定確認検査機関指定準則（平成 11 年 4 月 28 日制定、平成 27 年 3 月 2 日改定。以下「指定準則」という。）において機関が確認検査を行ってはならないとされている建築物について確認検査を行ったことに鑑み、確認検査の業務の引き受けに係る審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画とすること。また、特定行政庁への報告義務違反が確認されたことに鑑み、確認審査報告書等の提出に係る業務実施マニュアル及び業務実施体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画とすること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について貴機関設置の監視委員会の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

事実①

神奈川県内の 263 件の戸建て住宅等の建築確認、中間検査又は完了検査に係る申請について、当時、機関の取締役(確認検査業務の担当役員)であった者が、本来、申請者又は代理者が行うべき申請書類の補正及び押印を自ら行い、当該申請に係る責任の所在を曖昧な状況にした。

事実②

また、神奈川県内の3件の建築物の計画に係る4件の確認検査について、指定準則第3第四号において、機関は、「機関の代表者の親族」又は「当該親族が役員である企業、団体等」が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、その確認検査を行ってはならないとされているにもかかわらず、当時の機関の代表者の親族が設計又は確認申請等に係る手続の代理を行った建築物(当該親族が、自らが代表を務める一級建築士事務所の一級建築士として設計又は確認申請等に係る手続の代理を行ったもの)の確認検査を行った。

事実③

また、当該機関が確認済証、検査済証及び中間検査合格証の交付を行った 30 件の確認検査について、法第6条の2第5項、法第7条の2第6項又は法第7条の4第6項の規定により、確認済証、検査済証又は中間検査合格証の交付の日から7日以内に、確認審査報告書、完了検査報告書又は中間検査報告書を特定行政庁に提出しなければならないにもかかわらず、期日内に提出することを怠り、提出を2週間以上遅延させた。

2. ビューローベリタスジャパン株式会社（国土交通大臣指定第 13 号）

【処分内容】

業務の停止： 法第 77 条の 35 第 2 項の規定により、令和 2 年 3 月 9 日から 1 月と 10 日間、機関省令第 15 条各号に規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 機関省令第 15 条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為
- 二 既に締結した契約の変更により、機関省令第 15 条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為
- 三 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

監督命令： 複数の事務所、複数の確認検査員において著しく不適切な判断等がなされたこと、平成 29 年 3 月 10 日付けで確認検査における見過ごしに対して監督命令を行っていることに鑑み、建築基準適合判定資格者によるダブルチェックの審査体制を構築することなど、具体的かつ実効性のある改善措置を含む業務改善計画書を令和 2 年 3 月 6 日までに提出すること。

なお、複数の事務所において書類の保存義務違反が確認されたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、再発防止のための書類管理に関する具体的な改善措置を含む業務改善計画書とすること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について貴機関設置の監視委員会の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

事実①

大阪府内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、以下のことを見過ごし、機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

- ・ 法第 36 条に基づく法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 112 条第 9 項の規定に適合しないこと（1 階から 3 階に通ずる階段の部分において、当該部分とその他の部分とを防火区画していなかった）

事実②

また、埼玉県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、重大な過失により、以下のことを見過ごし、機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

- ・ 法第 35 条に基づく令第 119 条の規定に適合しないこと（居室の床面積の合計が 200 m²を超える 2 階及び 3 階の屋外階段から屋内へ続く廊下の幅が、1.2m 未満であり、不足していた）
- ・ 法第 36 条に基づく令第 112 条第 9 項の規定に適合しないこと（屋外階段に面した開口部が、防火設備ではなかったため必要な区画がなされていなかった）
- ・ 法第 36 条に基づく令第 112 条第 10 項の規定に適合しないこと（屋内階段部分の竪穴区画を形成する防火設備に接する外壁のうち、当該防火設備から幅 90 cm の範囲にある部分が準耐火構造となっていなかった）
- ・ 法第 56 条の 2 第 1 項の規定に適合しないこと（建築物の高さが、敷地境界線からの水平距離で 5 m を超える範囲において、当該規定に基づき地方公共団体の条例で指定された時間以上の日影を生じさせるものとなっていた）
- ・ 法第 68 条の 2 第 1 項に基づく市町村の条例の規定に適合しないこと（法第 68 条の 4 の規定による特定行政庁の認定を受けていない建築物の容積率が、当該条例に規定された容積率の最高限度 10 分の 6 を超えていた）

事実③

また、別の埼玉県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、以下のことを見過ごし、機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付し、その後、法第 6 条の 2 第 6 項の規定に基づく通知を受け当該確認済証が失効した。

- ・ 法第 36 条に基づく令第 114 条第 1 項の規定に適合しないこと（長屋の各戸の界壁は、準耐火構造とし、天井裏に達せしめなければならないにもかかわらず、界壁上端部分に接する鉄骨梁に耐火被覆がされておらず、これに適合しない）

事実④

また、東京都内1件宮城県内1件の建築物の計画に係る3件の確認検査の業務に関する書類について、法第77条の29第2項に基づく機関省令第29条第3項の規定により、確認済証の交付の日から15年間保存しなければならないにもかかわらず、当該書類の一部を紛失した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

事実①の関連

資格者名 小西 淳一（登録番号：第6000441号）
処分日 令和2年2月13日
処分権者 近畿地方整備局長
処分内容 業務禁止2月（令和2年3月9日から令和2年5月8日まで）
この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

事実②の関連

資格者名 平馬 祥光（登録番号：第6000280号）
処分日 令和2年2月13日
処分権者 近畿地方整備局長
処分内容 業務禁止2月（令和2年3月9日から令和2年5月8日まで）
この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

事実③の関連

資格者名 高木 誠（登録番号：第3001138号）
処分日 令和2年2月13日
処分権者 関東地方整備局長
処分内容 業務禁止2月（令和2年3月9日から令和2年5月8日まで）
この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

3. 株式会社国際確認検査センター（国土交通大臣指定第15号）

【処分内容】

業務の停止： 法第77条の35第2項の規定により、令和2年3月9日から1月間、機関省令第15条各号に規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 機関省令第15条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為
- 二 既に締結した契約の変更により、機関省令第15条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為
- 三 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

監督命令： 特定行政庁から2度にわたり指摘がなされていたことに鑑み、担当者及び要請を受けた支店だけの問題とするのではなく、本社を含めた機関全体の問題として捉え、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の事案を再発させないよう、役職員に対し法令等遵守について今一度徹底するとともに、確認審査報告書等の提出に係る業務実施マニュアルの整備及び業務実施体制の見直し等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和2年3月6日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について貴機関設置の監視委員会の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

機関が確認済証、検査済証及び中間検査合格証の交付を行った774件の確認検査について、法第6条の2第5項、法第7条の2第6項又は法第7条の4第6項の規定により、確認済証、検査済証又は中間検査合格証の交付の日から7日以内に、確認審査報告書、完了検査報告書又は中間検査報告書を特定行政庁に提出しなければならないにもかかわらず、期日内に提出することを怠り、提出を2週間以上遅延させた。

4. 富士建築センター株式会社（国土交通大臣指定第23号）

【処分内容】

業務の停止： 法第77条の35第2項の規定により、令和2年3月9日から10日間、機関省令第15条各号に規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 機関省令第15条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為
- 二 既に締結した契約の変更により、機関省令第15条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為
- 三 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

監督命令： 特定行政庁への報告義務違反が確認されたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保し、同様の事案を再発させないよう、役職員に対し法令等遵守について今一度徹底するとともに、確認審査報告書等の提出に係る業務実施マニュアル及び業務実施体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画を令和2年3月6日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について貴機関設置の監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

機関が確認済証、検査済証及び中間検査合格証の交付を行った61件の確認検査について、法第6条の2第5項、法第7条の2第6項又は法第7条の4第6項の規定により、確認済証、検査済証又は中間検査合格証の交付の日から7日以内に、確認審査報告書、完了検査報告書又は中間検査報告書を特定行政庁に提出しなければならないにもかかわらず、期日内に提出することを怠り、提出を2週間以上遅延させた。

5. アウェイ建築評価ネット株式会社（国土交通大臣指定第19号）

【処分内容】

業務の停止： 法第77条の35第2項の規定により、令和2年3月9日から10日間、機関省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第9号から第14号までに規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 機関省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第9号から第14号までに規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為
- 二 既に締結した契約の変更により、機関省令第15条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第9号から第14号までに規定する確認検査の業務を追加する行為
- 三 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

監督命令： 完了検査において著しく不適切な判断がなされたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な検査を再発させないよう、検査マニュアルの改善、検査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和2年3月6日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について貴機関設置の監視委員会の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

神奈川県内2件の建築物の計画の完了検査において、その業務に従事していた確認検査員が、重大な過失により、以下のことを見逃ごし、機関として法に適合しない建築計画に対し検査済証を交付した。

- ・法第35条に基づく令第128条及び法第40条に基づく地方公共団体の条例の規定に適合しないこと（関連規定に適合させるため、敷地内通路の幅員は2m以上とする計画であったが、施工された道路から敷地へのアプローチ階段部分において幅員が不足していたこと（うち1件の建築物については通路の一部となるアプローチ階段が未施工の状態であった）

- ・ 法第 19 条第 4 項及び法第 40 条に基づく地方公共団体の条例の規定に適合しないこと（関連規定に適合させるため、崖の法面処理を行う計画であったが、当該計画とは異なる切土工事が行われており、崖の安全措置が講じられていなかった）
- ・ 法第 19 条第 3 項の規定に適合しないこと（関連規定に適合させるため、雨水を排出し、又は処理する屋根からの雨樋と雨水枡が設置される計画であったが、これらが有効に接続されていなかった）

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 神通 和夫（登録番号:第 3001669 号）

処分日 令和2年2月 13 日

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止4月(令和2年3月9日から令和2年7月8日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

6. 株式会社 J 建築検査センター（国土交通大臣指定第 28 号）

【処分内容】

監督命令： 確認審査において著しく不適切な判断がなされたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和2年3月6日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について貴機関設置の監視委員会の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

神奈川県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、以下のことを見逃ごし、機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

- ・ 法第 64 条の規定に適合しないこと（当該申請地は準防火地域内にあるため、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設けなければならないにもかかわらず、本件建築計画により延焼のおそれのある部分を生じることとなった当該申請地内の既存建築物の開口部に防火設備が設置されていなかった）

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 小林 敏男（登録番号:第 4354 号）

処分日 令和2年2月 13 日

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止2月(令和2年3月9日から令和2年5月8日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

7. 一般財団法人日本建築総合試験所（国土交通大臣指定第4号）

【処分内容】

監督命令： 確認審査において著しく不適切な判断がなされたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和2年3月6日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について貴機関設置の監視委員会の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

兵庫県内1件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、以下のことを見逃ごし、機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

- ・法第36条に基づく令第112条第9項の規定に適合しないこと（当該建築物内の2階と3階を接続する階段において、階段の部分とその他の部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第九号の二口に規定する防火設備で区画していなかった）

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 平沢 隆志（登録番号:第6000432号）

処分日 令和2年2月13日

処分権者 近畿地方整備局長

処分内容 業務禁止1月(令和2年3月9日から令和2年4月8日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

8. ハウスプラス確認検査株式会社（国土交通大臣指定第9号）

【処分内容】

監督命令： 機関において交付した確認済証が失効したことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見逃ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和2年3月6日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について貴機関設置の監視委員会の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

三重県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、以下のことを見過ごし、機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付し、その後、法第 6 条の 2 第 6 項の規定に基づく通知を受け当該確認済証が失効した。

- ・法第 54 条第 1 項の規定に適合しないこと（建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの後退距離を 1 m 以上確保しなければならないにもかかわらず、当該後退距離が 1 m に満たなかった）

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 鮎澤 正己（登録番号：第 3000630 号）

処分日 令和 2 年 2 月 13 日

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 20 日（令和 2 年 3 月 9 日から令和 2 年 3 月 28 日まで）

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

9. 株式会社西日本住宅評価センター（国土交通大臣指定第 7 号）

【処分内容】

監督命令： 確認審査において著しく不適切な判断がなされたことに鑑み、当該事案が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見過ごすという不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 2 年 3 月 6 日までに提出すること

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について貴機関設置の監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

兵庫県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、以下のことを見過ごし、機関として法に適合しない建築計画に対し確認済証を交付した。

- ・都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 53 条第 1 項の規定に適合しないこと（計画建築物が都市計画施設の区域内に位置するため、建築するには都市計画法第 53 条第 1 項に基づく許可が必要であるにもかかわらず、当該許可を取得していなかった）

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 三浦 寿夫（登録番号:第 6000632 号）

処分日 令和2年2月13日

処分権者 近畿地方整備局長

処分内容 業務禁止10日(令和2年3月9日から令和2年3月18日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。